

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

10月17日

(発言の内容)

北村議長 ただいまより、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

報告いたします。現在の出席委員は8人であります。この際、申し上げます。

本日の委員会について、ABCテレビ等からテレビ撮影の許可願が提出されており、議長においてこれを許可しておりますので、御了承願います。また、市政記者から写真撮影等の申出がありますので、御承知おき願います。

次に、本日の議事並びにその順序については、タブレットに配付の本委員会の進め方のとおりであります。それでは、これより議事に入ります。

最初に、本委員会の傍聴定員については、当局の出席を基本的には求めないことから物理的スペースに余裕があること、また、傍聴者の申込みが多数あった場合を想定し、20人とすることといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村議長 それでは、そのようにいたします。

それでは、傍聴人があれば入室を認めます。

次に、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

互選の方法については、議長の指名によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村議長 異議なしと認めます。

よって、互選の方法は議長の指名によることに決定いたしました。

委員長に、前迫直美委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしましたとお選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとお選任することに決定いたしました。

委員長は、委員長席にお着き願います。

(委員長席交代、議長退席)

前迫委員長 最初に、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

互選の方法については、委員長の指名によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、互選の方法は、委員長の指名によることに決定いたしました。

副委員長に都築徳昭委員及び丸岡鉄也委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま委員長において指名いたしましたとお選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとお選任することに決定いたしました。

この際、御報告いたします。

副委員長の委員長職務代理順位を都築副委員長、丸岡副委員長の順と決めましたから、御了承願います。

この際、一言御挨拶申し上げます。

このたび委員長の要職を担うことになりました前迫直美でございます。

令和4年6月に光本圭佑氏による政務活動費の不可解な入出金及び有印私文書の偽造及び変造などの問題が発覚して以降、これまで政治倫理審査会、政務活動費の制度検証等特別委員会を設置し、それぞれの会議体の役割において検証を行ってきたところですが、真相究明には至っておりません。

光本圭佑氏は、業務上横領や有印私文書偽造の罪で令和5年12月に起訴されており、起訴されている事件については、今後裁判においてその真相が究明されていくものと考えておりますが、これ以外の事象については、本市議会が真相究明を行い、市民の皆様に対しても明らかにしていく責務があり、調査権を持った本委員会が設置されたものであります。このような百条委員会の委員長の職を担うことに職責の重大さを痛感しているところであり、真相の究明に全力で取り組んでまいります。

もとより微力ではありますが、両副委員長をはじめ皆様方の御理解と御協力をいただきながら、円滑かつ機能的な委員会運営を図っていくべく誠心誠意務めさせていただく所存でありますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。簡単で意を尽くせませんが、これをもちまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、副委員長からも御挨拶をお願いします。

都築副委員長 市民グリーンクラブの都築です。よろし

くお願いいたします。

丸岡副委員長 副委員長を務めます、蒼風会の丸岡です。どうぞよろしくお願いいたします。

前迫委員長 続いて、各委員の自己紹介をお願いいたします。

真田委員。

真田委員 公明党の真田です。よろしくお願いいたします。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 公明党の中尾でございます。よろしくお願いいたします。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 みどりの未来の田中淳司です。よろしくお願いいたします。

前迫委員長 川崎委員。

川崎委員 共産党議員団の川崎です。よろしくお願いいたします。

前迫委員長 佐野委員。

佐野委員 青雲の会の佐野剛志です。どうぞよろしくお願いいたします。

前迫委員長 紹介は終わりました。

次に、本委員会の運営方法等についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局 それでは、タブレットに配付しております光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会の運営方法等について（案）を御参照いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、御説明いたします。

まず1、趣旨でございますが、令和5年12月に検察から起訴された事件以外の光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事項を現議員の任期中において真相究明に取り組んでいくため、10月8日の本会議において、地方自治法第100条に基づく調査を行うことについて議決を得、調査を開始することとなりました。

次に2、調査対象事件についてでございますが、新聞報道等により、起訴された事件の横領金額が総額約200万円とされ、司法権の独立を侵害しない範囲を踏まえまして、調査対象事件を以下の2つの事件に絞ることといたします。

まず(1)令和3年11月のK社との会派広報紙の印刷及びポストインの委託契約（203万8,265円）、次に(2)令和4年4月の会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）を対象にいただきたいと思います。

次に、3、委員会についてでございますが、委員会

の運営については、別紙1を御参照いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、この委員会の運営要領（案）としております。

まず1、調査事項でございますが、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事項としております。

次に2、調査権限でございますが、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限をこの委員会に付与いたしております。

次に3、調査期限でございますが、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができるとしております。

次に4、調査経費でございますが、本調査に要する経費は80万円以内としております。

次に5、会議の場所でございますが、会議は原則としてこちらの第3委員会室を使用することといたしたいと思っております。

次に6、会議における座席につきましては常任委員会の例に準じたいと思っております。

次に7、委員会の基本的な運営でございますが、(1)委員会の会議は原則公開といたします。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わる時等は、委員会の議決により秘密会といたしたいと思っております。次に(2)委員は秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。(3)委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行うとしております。

次に8、傍聴でございますが、(1)傍聴人の定員は20人とします。ただし、特に必要があると認める場合は、委員長は委員会に諮って別に定員を決めることができるとしております。次に(2)資料の配布については委員長が決定することといたしております。次に(3)委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならないとしております。次に(4)撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとするとしております。次に(5)その他尼崎市議会委員会等傍聴取扱要綱によるものとするとしております。

次に9、委員会の記録でございますが、委員会の記録方法は全文記録といたしたいと思っております。なお、本委員会については速報版を作成することといたしたいと思っております。

次に10、準備会でございますが、(1)委員会の円滑な運営を図るため準備会を置く。次のページにいただまして、(2)準備会是非公式の会議とし、委員間で委員会をどのように進めていくかを協議し、そ

の内容に沿って準備を進め、委員会に臨むこととする。

次に11、その他でございますが、この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が委員会に諮って決めるものとするとしております。

先ほどの資料にお戻りいただきまして、3の委員会についての続きでございますが、先ほど御説明いたしました別紙1を運営要領と定めたいと思っております。

なお、委員会を運営していくに当たりましては、個人情報等に留意して進めていく場面も想定され、そのときには、委員会を非公開または秘密会にすることもあることから、委員会で取り扱っていく個人情報等については、情報漏えいのないよう、情報管理を意識した委員会運営が必要となってくるとしております。

次に4、弁護士への法的相談業務についてでございます。別紙2を御覧いただきたいと思っております。

こちら別紙2ですが、この委員会における法的相談業務、百条委員会での調査を進めるに当たりましては、法的な知識や判断を要することから、法的アドバイザーを設置することが必要であるため、弁護士と法的相談業務委託契約を締結したいと思っております。

1、契約の相手方といたしましては、丸山総合法律事務所の弁護士、丸山毅先生にお願いしたいと思っております。経歴といたしましては、本市の政治倫理審査会会長を務められ、兵庫県議会文書問題調査特別委員会の法的アドバイザーもされておられます。

次に2、委託内容でございますが、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会の調査権行使に係る以下の事項に関し、法的助言、確認、その他の調査権行使に係る補助業務をしていただくこととしております。

その内容については(1)から(5)となっておりますので、御参照願いたいと思っております。

次に3、助言方法等につきましては基本的に電話、電子メール、ビデオ会議その他の音声、文字、映像等を通じて意思疎通できる方法を用いて行うことといたします。

次に4、委託料でございますが、32万円といたしております。

また先ほどの資料にお戻りいただきまして、次に5、調査スケジュール（暫定）でございますが、令和7年1月までには調査を終了し、2月定例会の本会議で調査結果を報告することを目指し、以下の表のと通りの開催を考えております。

次に6、調査費用につきましては、(1)弁護士への委託料、(2)記録等の作成費経費、(3)その他郵送料などを合計しまして79万円で、80万円で予算を議決しております。

次に7、証人尋問につきましては、その手続につき

ましては別紙3を御覧いただきたいと思います。

こちらが証人尋問の手続についての案でございます。この委員会における証人尋問の手続は、次のとおりといたしたいと思います。

1、証人出頭までの流れ。

各委員は証人の出頭を議決する委員会の前に行う準備会の2日前の17時30分までに、出頭を求める者の住所及び氏名及び証言を求める事項について、委員長に別紙様式にて申し出ることとする。次に、①準備会で出頭を求める者を内定、②委員会で出頭を求める者を決定、③その決定に基づきまして委員長が議長に対して証人出頭要求書を提出、④証人出頭要求書に基づき、議長が証人に対して出頭請求書を送付いたします。なお、出頭を求める日については準備会の内定以後に事務局で調整いたしまして、時間につきましては、尋問希望項目申出書で申出のあった時間を考慮の上、タイムスケジュールを正副委員長で決定し、証人に対しては証人尋問の日の5日前までに通知するよう、出頭請求書を送付したいと思っております。先ほど説明した流れは、この図のようになっています。

次に2、証人尋問の実施でございます。

(1)尋問時間につきましては、証人1人当たりの尋問時間は、心理的負担等に配慮し、1日2時間以内を原則といたしております。次に、尋問時間は総括尋問に加えて、各委員から提出のあった尋問時間の合計といたします。

次に、(2)証人尋問の進め方でございます。各委員は、証人尋問を行う委員会の前に行う準備会の2日前の17時30分までに、委員長に別紙様式にて尋問希望項目と尋問時間の申出を行うこととします。

次に、①総括尋問を委員長から行った後、②各委員から尋問を行っていただきます。次に、委員長は基本的な事項に加えて、各委員から提出された尋問希望項目のうち共通する事項について総括尋問で取り上げます。また、証人尋問を行う委員会の冒頭にて、総括尋問で取り上げる項目について委員に対して説明し、了承を得るものといたします。総括尋問は30分以内（証言時間を含む）としております。各委員からの尋問は、総括尋問以外の項目及び総括尋問で不足している内容について取り上げることといたしております。

次に、会派の持ち時間は、会派所属人数（日本維新の会に所属していた議員を除く）掛ける3分（証言時間を含む）を基本とし、尋問の順番及び時間は、公明党36分以内、市民グリーンクラブ15分以内、蒼風会15分以内、共産党議員団12分以内、青雲の会6分以内、みどりの未来6分以内としております。3分の考え方につきましては記載のとおりでございます。

次に、全会派一巡後、追加の尋問がある場合、当該

証人の尋問時間が2時間に達していない場合には、委員1人当たり5分以内を原則として尋問を認めることとしております。

以上が証人尋問の手続についての流れでございます。

また先ほどの資料にお戻りいただきまして、7の証人尋問の2つ目のちよぼでございしますが、一般人に証人としての出頭を求めることは、相当な負担を強いることが想定され、兵庫県議会での状況や平成24年の地方自治法改正の趣旨を鑑みると、別の手法（記録の提出や実地調査）により対応いたしたいと思っております。

次のページにいていただきまして、こちらに平成24年の地方自治法改正の内容を記載しております。

次に8、記録（資料）の提出についてでございますが、記録（資料）の提出の手続については、別紙4のとおりといたしております。別紙4を御覧いただきたいと思っております。

こちらがこの委員会における記録（資料）の請求手続について案としております。

1、記録（資料）の請求手続の流れでございますが、各委員は、記録（資料）の請求を議決する委員会の前に行う準備会の2日前の17時30分までに記録（資料）の提出を求める者の氏名及び提出を求める記録（資料）について、委員長に別紙様式にて申し出ることといたします。

次に、①準備会で提出を求める記録（資料）を内定し、②委員会で提出を求める記録（資料）を決定し、③その決定に基づき、委員長が議長に対して記録（資料）提出要求書を提出、④記録（資料）提出要求書に基づき、議長が提出を求める者に対し、記録（資料）提出請求書を送付いたします。

次に、記録（資料）の提出期限についても、準備会で協議の上内定し、委員会で決定いたします。

なお、提出を求める者から提出期限の延長の申出があった場合には、再度委員会で協議し、提出期限の変更を議決する必要がございます。

次に2、その他でございますが、尼崎市内の団体等に調査照会または記録（資料）送付要求を行う場合は、議長は団体代表者に対して、調査照会書または記録（資料）送付要求書を送付するものとし、その手続は上記の手続を準用いたしたいと思っております。

記録（資料）の請求手続の流れにつきましては以上のとおりでございます。

以上で、この委員会の運営方法等についての内容の御説明を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑や御意見がありましたら発言願います。いいですか。

それでは、本委員会の運営方法等につきましては、事務局から説明がありました光本圭祐議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会の運営方法等について（案）のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、証人の出頭要求についてを議題といたします。タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。願います。

事務局 それでは、証人の出頭要求一覧を御参照いただきたいと思います。

それでは、御説明いたします。

出頭を求める者につきましては、No.1からNo.10に記載の方に出頭を求めることといたします。証言を求める事項につきましては、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に係る事項のみの方と、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約（203万8,265円）に係る事項についても証言を求める方に分けておまして、それぞれ記載のとおりとなっております。出頭を求める日につきましては、事務局で調整させていただいた結果、全員、令和6年11月13日水曜日をお願いをしております。

なお、出頭時間につきましては、委員の皆様の内容等によって変わってきますので、正副委員長で御調整いただきたいと思っておりますので、時間につきましては正副委員長に一任いただきたく考えております。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑や御意見がありましたら発言を願います。いいですか。

それでは、証人の出頭要求につきましては、配付の証人の出頭要求一覧のとおりとし、出頭時間については、正副委員長に一任いただきたくと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

なお、証人に対しましては、別途、尋問事項を取りまとめた尋問事項書につきましても通知いたしたいと思っておりますので、あらかじめ御承知お願います。

次に、記録（資料）の提出要求についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について、事務局より説明させます。

事務局 それでは、記録（資料）の提出要求一覧を御参照いただきたいと思います。

それでは、御説明いたします。

No.1 からNo.6 の方につきまして、事件内容は同一でございまして、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る事件としております。

そして、No.1 の方に提出を求める記録（資料）につきましては、同行同支店におけるニッポンイシンノカイミツモトケイスケ名義に係る令和4年4月1日から令和4年6月14日の間の入出金記録及びログイン記録、ただし、口座開設が令和4年4月1日以降である場合は口座開設日からとしております。提出期限につきましては、令和6年10月31日木曜日としております。

次に、No.2 の方に提出を求める記録（資料）につきましては、(1)起訴状謄本、(2)令和3年11月2日にK社代表者から受領した領収書、(3)令和4年4月1日から令和4年6月14日の間の250万円を入金した銀行口座の入出金記録、(4)令和3年10月25日から令和4年6月14日の間の日本維新の会職員、K社代表者及び安浪順一議員との電子メール、LINE等の通信記録（K社との会派広報紙の印刷及びポストイングの委託契約（203万8,265円）、会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に関連するものに限る）としており、提出期限は令和6年10月31日木曜日としております。

次に、No.3 の方に提出を求める記録（資料）につきましては、(1)令和4年5月に光本圭佑議員が議会事務局に提出したウェブ口座と同じ支店・口座であることが分かる資料、(2)過去5年分の政務活動費交付通帳の写し、(3)K社との会派広報紙の印刷及びポストイングの委託契約（203万8,265円）及び会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に係る会派会議の記録等の関連資料、提出期限は令和6年10月31日木曜日としております。

次に、No.4 の方に提出を求める記録（資料）につきましては、(1)光本圭佑議員に250万円を貸与、または同議員から同額の返金があったことを証明できる資料、(2)令和4年4月20日から令和4年6月14日の間の光本圭佑議員との電子メール、LINE等の通信記録（会派内個人使用分の政務活動費の出金（250万円）に関連するものに限る）としており、提出期限は令和6年10月31日木曜日としております。

次に、No.5 の方に提出を求める記録（資料）につきましては、(1)令和3年11月2日に光本圭佑議員から渡された会派広報紙の印刷費用等（203万8,265円）が記載されたメモ、(2)令和3年10月25日から令和4年6月14日の間の光本圭佑議員との電子メール、LINE等の通信記録（K社との会派広報紙の印刷及びポストイングの委託契約（203万8,265円）、会派内個人使

用分の政務活動費の出金（250万円）に関連するものに限る）としておりまして、提出期限は令和6年10月31日木曜日としております。

最後に、No.6 の方に提出を求める記録（資料）につきましては、令和3年11月の日本維新の会の会派広報紙の印刷及びポストイングの委託契約について、(1)令和3年10月25日付で発行した印刷及びポストイングに係る見積書（203万8,265円）、(2)令和3年11月2日に光本圭佑議員に発行した領収書に係る割印を押した控え、または同議員から返却された領収書、(3)令和3年11月2日に光本圭佑議員から203万8,265円を受領したことを証する資料、(4)令和4年3月31日またはそれ以前に光本圭佑議員に現金203万8,265円を返還したことを証する資料、(5)令和3年10月25日から令和4年6月14日までの間の光本圭佑議員との電子メール、LINE等の通信記録（K社との会派広報紙の印刷及びポストイングの委託契約（203万8,265円）に関連するものに限る）としており、こちらの提出期限につきましては、令和6年10月25日金曜日といたしております。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し質疑や御意見がありましたら発言を願います。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長 このLINEとか電子メールの記録を云々というので求める方々、No.2、そしてNo.4、No.5、No.6、今のこの会議がたちまちすぐにオープンになると思うので、立ちどころに今挙げた4名の方々には、この情報がすぐに知れ渡ってしまう、その時点で早速すぐに消そうとしますわね。それを今の時点でチェックをかけるというか、そういう操作を止めるために、消させないために、そういう措置というのは、これが提出期限が10月31日なので、そこまでの措置はできないんですか。

前迫委員長 事務局。

事務局 今、丸岡副委員長からいただいた御質問でございますが、まず同じような形で電子メールだったりLINE等、あとはいろんな通信会社でちょっとどれだけ記録が残っているのかということそれぞれの会社に確認もさせてもらったんですけども、やっぱりこの2年以上前の部分に関しては、やっぱり記録としては残ってない。もしそういうことがされたとして、そっちに問合せをしようとしても、そちらのほうでは残ってないというのが現状でございまして、今現状、こういったものを要求できるものに関しては、その方個人が持っている端末に幾らその情報が残ってるのかと。丸岡副委員長の御指摘は、これが知れ渡ったらすぐ消

してしまうんじゃないかということだとは思いますが、私たちとしても、今日のこれで議決を得ましたら、すぐさまこういった内容で資料をお願いすることになるので、そういったことからの御懸念も出たので、そういったことは控えていただきたいということはお伝えはできるんですけれども、それがどこまで強制力のあるものかというのは正直ちょっと難しいかとは感じておまして、一応本人にそれぞれ通知をする方に対しましては、今、御指摘いただいた旨のお話もお伝えはさせていただきたいとは思っています。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 だから、もしそういう操作を明らかにやったというような証拠とか根拠とか、そういったのが明らかにもし出たとしたら、何らかの訴追とか、そういったものを受けますよというようなことを、この議決をもって証拠請求を、要求をするんですけれども、もしそういう操作があった場合に、それが明らかに分かれば、何かそういう一文を入れておくということではできませんか。

前迫委員長 事務局。

事務局 一応この記録の提出につきましては、100条第1項の規定に基づいてしてるものということですと、標準の様式につきましても、一応その部分につきましては、もし不提出であったりだとか、正当な理由がないという場合に関しては罰則がありますよというふうな旨は、その通知の中には入れさせていただこうとは考えております。

ただ、今、丸岡副委員長がおっしゃったような部分に関しましては、文書というよりは、そこはもうこういう議論の行方の話もお伝えはさせていただきたいとは思っております。

前迫委員長 佐野委員。

佐野委員 1点関連して、その証拠の消去とか、あたりでちょっとお聞きしたいんですが、ここで今1番から7番で関係人ということで出てるんですけど、1つ6番のところ、ここ、一応アルファベット表記ですが、会社にはなってるんですが、会社は、今先ほど丸岡副委員長からお話があった件は個人のそういうプライバシーのところの関連だと思うんですけども、会社に対して、例えば領収書であったりとか、請求書であったりとかというようなところが税法上であったりとかというところで、保管期限というのは本来定められているものだと思うんですね。この会社さんが法人格を持っているのか、もしくは単なる屋号つき個人なのかによってもいろいろと法令上は変わってくるかとは思いますが、あともう1点、その会社というのがもう既に閉鎖されていたり休眠されていたり、いろんなことがある中で書類の税務上、主に税務上がメイ

ンダと思うんですけども、法令上その保管期間みたいなところがどこまで生きるのかみたいなところというのは、今現在どのように把握されているのか、もし分かればお聞かせください。

前迫委員長 事務局。

事務局 今のNo.6の会社の方が今現状その会社を営んでいるのかどうか、そういったことに関しましては、これからちょっとこの後、お諮りします委員派遣の中で、聴取をさせていただく中で、いろいろと御確認、先ほど懸念いただいた個人で屋号を持っているのか、法人格を有した会社だったのか、そういった確認も併せて聴取の中でさせていただきたいとは思っております。もし法人格を持つ会社とかであれば、書類に関しましては保管期間というのは定められていたかと思っております。また税をもし届けている、法人税とかで支払っている場合も、その期限というのも定められてたかとは思っていますので、そういったことでどういうふうな今書類の保管状況なのかというのはちょっと今後、依頼をしてみないと分からない、聴取もしてみないと分からない部分があると思うんですけども、そういったことに関して、御懸念の部分に関しましては、派遣される方の委員に御確認させていただきたいとは思っております。

前迫委員長 佐野委員。

佐野委員 ちょっと突然の質問で専門的なところだったので明確でないかと思うんですけど、ぜひこの後の委員派遣をしたときに、やはりそのあたりきっちりとしてしっかり理論武装が、このパターンだったときにどうなってるのかというのはちょっと理論武装としてしっかりと対応していただきたいなと思いますので、この後のまた説明の中にも関わってくるかもしれませんけども、そこは一定お願いしておきたいなと。

前迫委員長 事務局長。

事務局 先ほどの補足になりますが、基本的には個人事業主と法人によって、おっしゃるように、法律が異なってきますので、基本的に法人の場合については会社法と税法上の規則の適用によって、会社法でしたら10年、税法上でしたら7年、個人事業主の場合でしたら基本は7年ですが、書類によっては前々年度の売上げによっては、5年の見積書と契約書等、書類が保存期間が異なるといふような部分もありますので、先ほど担当も申しましたように、どういうふうな設立であったのかによって変わってきますので、そこら辺は今後の委員派遣で行っていただく方によって十分そこを確認していただきながら、その書類の保管については聞き合わせていただきたいと思います。

ちなみに、もし廃棄した場合においても、それぞれ会社法、税法上、特に罰則とかデメリットというのは特になくというふうには、書類上は記載してあります

たので、そういった部分についても申し添えておきたいと思います。よろしいでしょうか。

前迫委員長 佐野委員。

佐野委員 詳しい御説明ありがとうございます。あと、だから、その法人が解散していた場合の適用云々もちょっとまた調べておいていただければなと思います。

前迫委員長 事務局長。

事務局 廃業、個人事業主なら廃業、会社でしたら清算なりというふうな形になると思うんですが、そのときも基本的に要は廃業届というふうな、当然のことなら出していただくことになりますので、ただそれも出さなくてもいいことにはなっておりますので、そこら辺のデメリットという、罰則ですね、そういうのは特にないということですので、そこら辺も併せて確認はしていきたいと思います。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 この委員会は、たくさんの市民の方が注目されているとても大事なものと認識しております。今まで彼が犯したことが判明してから約2年半がたとうとしておりますけども、積極的に自分から説明責任を果たさずに来たということは、とても残念だと思っております。

今回この百条委員会ということで、非常に重たいミッションをいただいたと思うんですけど、百条委員会の限界も感じております。

そこで2点お聞きしたいと思うんですけども、1つは時間的制約の中でやらざるを得ないということで、これからいろいろ証拠等を出していただきますけども、今、設定されているスケジュールの中以上に期間がかかる場合は、期間延長含めてどのような取扱いができるのかということと、もう1点は、今回、議員ということで百条委員会も初めての経験だと思いますので、専門的な知識というのが欠けてる部分も否めないと思うんです。今回、弁護士の委託もありますけども、私たち委員が直接弁護士への質問とかもできるようになるのでしょうか。ちょっと言い換えると、弁護士のアドバイスをいただきたいという思いでお聞きしてるんですけども、その2点についてお聞かせいただけますでしょうか。

前迫委員長 事務局。

事務局 まず1点目の御質問でございますけれども、実際にこの百条委員会を立ち上げるときに、10月8日本会議で議決をしております。その中で一応調査経費を80万円以内としておまして、その積算の根拠としましては、先ほど運営方法等のところで御説明させてもらった委員会の開催数に応じて積算をいたしたものでございます。なので、今4回行う予定で計算しておまして、これが今後やっぱりこの調査の状況によって、

やはり延びていくということが起きましたら、5回、6回、7回と開かないといけないということになりましたら、委員会開くごとに記録等の関係の校正の費用がかかってきますので、改めて本会議でかかる調査経費の費用の増額の議決をした上で、回数を増やしていくことをしないといけないと考えておりますので、そういった状況が起きたときにはちょっといろんな議事の手続ございますので、そういったことは私たちも抜かりないように、そういうふうには、増やす場合であればそういうふうなことも考えていきたいと思っております。

もう一つの内容ですが、今回法的相談業務として弁護士の方に委託をお願いしようと思っております。このやり取りに関しまして一応どこかの準備会で弁護士の先生にはお越しいただいて、皆様の質問する内容の中身のお話だったり、そもそものこれは民事訴訟法を百条委員会、適用をしておりますので、そういった民事訴訟でどういうふうなやり方をやってるのかというような御内容の話も弁護士の先生からお聞きできるのかなと思います。

また別途、それ以外にも何かしら専門的なお話が必要ということでありましたら、参考人招致というような形で講師をお呼びして、お話を聞いたりということも百条委員会としては可能でございますので、そういったことも今後の調査の中で、必要であればまた検討いただければと思います。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 あらかじめ設定した中でしっかりと議論し、真相究明できるのがベストだと思いますけども、市民にとっても、やはりこの百条委員会、実りあるものにする必要があると思いますので、事務局の方もしっかりと協力し合いながら進めていければと思います。

前迫委員長 他に発言ございませんか。いいですか。

それでは、記録（資料）の提出要求につきましては、配付の記録（資料）の提出要求一覧のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

次に、委員派遣についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局 それでは、委員派遣についてと題した資料を御参照したいと思っております。

それでは、御説明いたします。

こちらにつきましては、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査を進めていくに当たりまして、日本維新の会職員及びK

社代表者に事情聴取を行うため、委員派遣を行いたいと考えております。その目的、場所、派遣期間及び派遣委員につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し質問や御意見がありましたら発言をお願いします。

それでは、委員派遣につきましては、配付の委員派遣についてのとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

以上で本日の議事は終了しました。

これをもって光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。